

障害者差別解消法

【目的】

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげること。

【ポイント】

●行政機関等及び民間事業者による障害を理由とする差別を禁止

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※障害者差別解消法が改正され、今後、公布日（令和3年6月4日）から3年を超えない範囲で民間事業者の障害者への合理的配慮が法的義務に！

不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけること。

＜具体例＞

- ・ 障害を理由に窓口での対応や入店を断る。
- ・ 聴覚障害のある人に手話通訳や筆談を利用せず、口頭のみで説明する。
- ・ 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ・ 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- ・ 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れている障害のある人の入店を断る。



合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

＜具体例＞

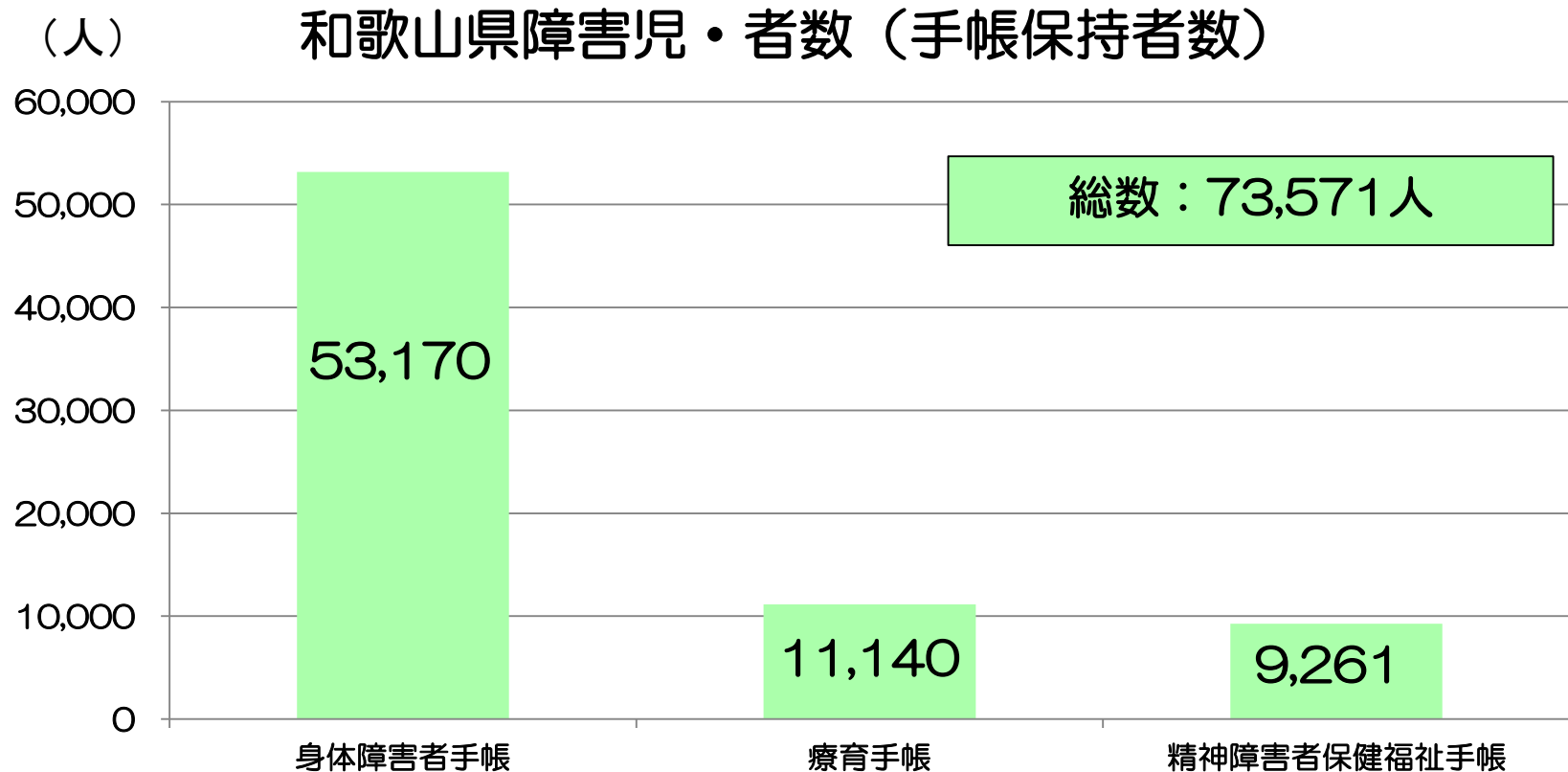
- 本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作を代行する。
- 段差がある場合、車いすのキャスター上げの補助をしたり、スロープを渡す。
- 聴覚障害のある人からの申し出に応じて、手話や筆談で対応する。
- 長時間立って待つことに負担がある人が列に立って順番を待っている場合に、周囲の理解を得て、障害のある人の順番が来るまで席を用意する。
- 会場等において、障害特性に応じて座席を用意する。



和歌山県の現状

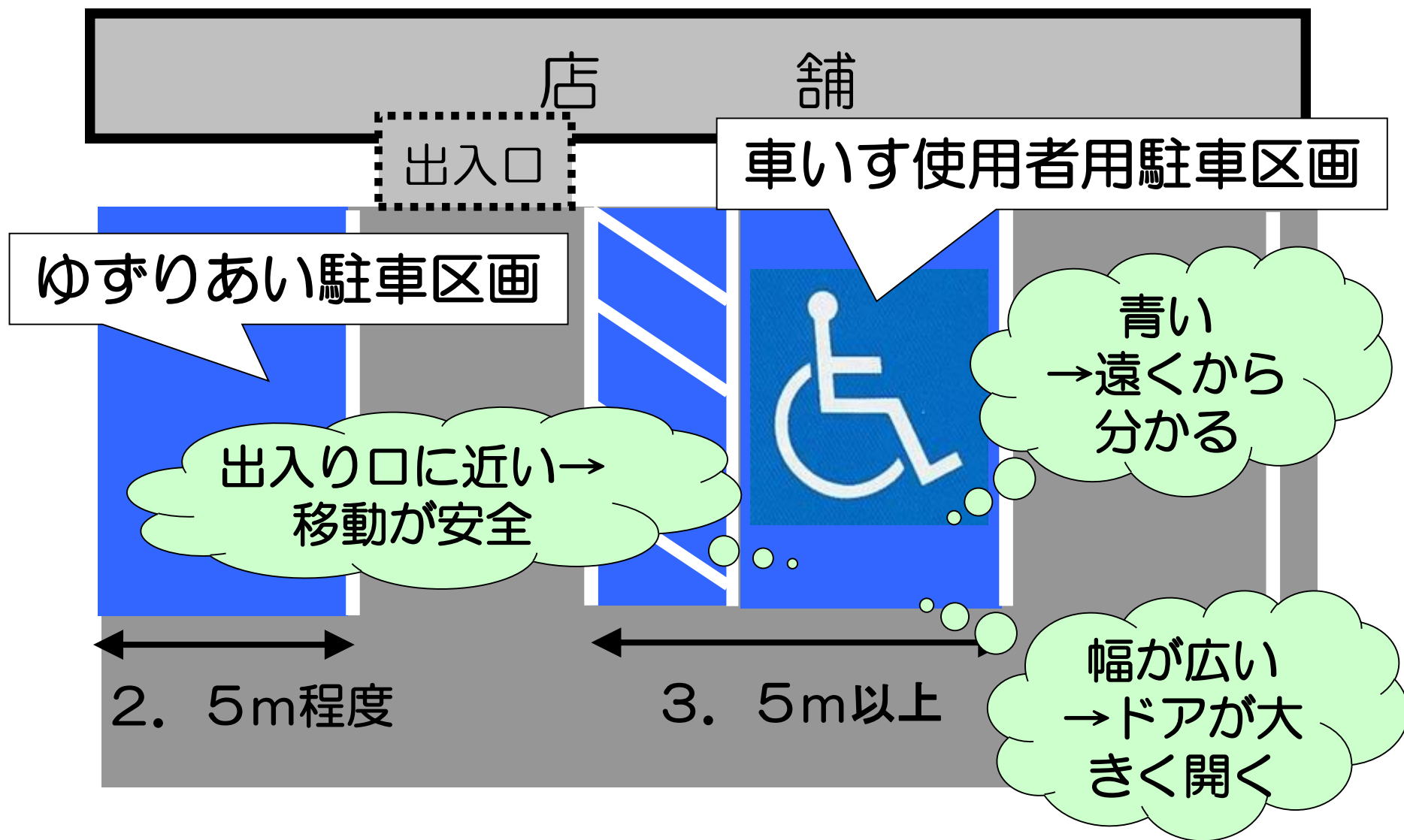
- ◆ 和歌山県の障害者手帳所持者数：約7万3千人
- ◆ 和歌山県人口：約90万7千人

県民約**12人に1人**、**何らかの障害**がある



*和歌山県の人口（推計人口）は、令和4年4月1日現在。
*それぞれの手帳の保持者数は、令和4年3月末現在。

障害者等用駐車区画



障害者等用駐車区画利用証制度

- 障害者等用駐車区画の利用対象者を明確にするために、県が利用証を交付
- 登録された障害者等用駐車区画を利用する際に利用証を掲示

障害者等用駐車区画の適正利用を推進し、
移動に配慮を要する人が安心して利用できる環境づくり

障害のある人	長期 (5年)
難病患者	
要介護高齢者	
妊産婦	短期 (1年以内)
けが人	
その他	

※4 1 府県で実施、相互利用が可能

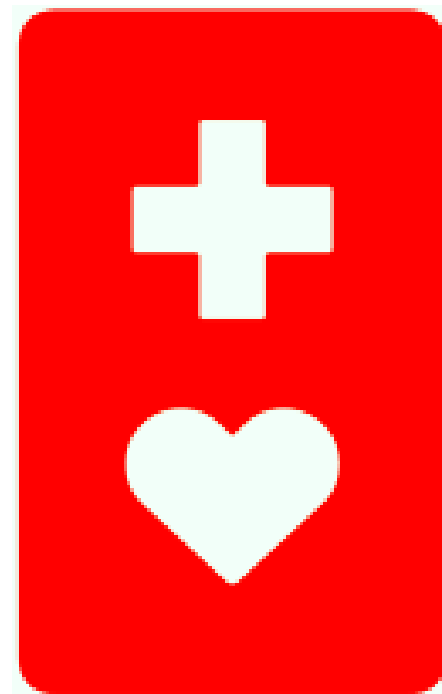


ヘルプマーク

外見からは障害や難病のあることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを伝えることができるマーク

<対象>

内部障害のある人、難病患者
知的障害のある人、発達障害のある人
精神障害のある人、義足を使用している人
など



ヘルプマークを見かけたら・・・

- ・ 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- ・ 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- ・ 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

みなさんのご理解と御協力をお願いいたします

貴重なお時間をいただきありがとうございました。

和歌山県では、企業・団体向けに、障害者差別解消法に関する研修や、手話に関する研修を実施していますので、ご利用を希望される場合は、気軽にお問合せください。



《問合せ先》 和歌山県障害福祉課計画調整班
TEL : 073-441-2532
FAX : 073-432-5567